

東洋時事新報

発行所：
(株)東洋時事
ジャーナル
東京都渋谷区
道玄坂2-15-1
TEL03-3453-5880

熱海「伊豆山土石流」事件！

真実が見えた！「泥にまみれた銭に群がる為政者たち！」



土石流による崩壊後

〔前・現所有者〕をターゲットに展開される犯人探し、「静岡県と熱海市」の責任の押し付け合い。其処に被害者の存在は置き去り。最大の責任は「県・市行政」の職務怠慢にある。

死者・行方不明二七名、建物被害百三十二棟、未曾有の悲劇をもたらした、「伊豆山土石流」事件。災害から早くも一年を迎えようとしている。(七月三日 命日)

理した。(その他・業務上過失致死・重過失致死が出されている)

開発業者が安全対策を講じなかった「未必の故意」があったとして「不作為の殺人罪」が成立するとしている。本紙は先般、「被害者の命日」を前に、崩落頭頂部を調査するために現場に入った。「年前(2015年)「産業

「金の有る者が善、貧する者は悪」の理論。

熱海市高額納税者「麦島善光」に忖度か!?

「視点」
崩落のメカニズムと
事実の検証①

廃棄物不法投棄」を糾弾した当時を鮮明に思い出し、今回の取材を通じ、「新事実」を発見した。



崩落前の現地

行政側(静岡県・熱海市)は、指導不足の発覚を恐れ、調査委員会の報告さえも疑問を拭い切れない。崩落の原因究明は諸々の事実検証から究明が必要であるが、県及び市は「盛土」だけに原因があるとしている。地質学者・有識者は、今回の崩落原因を「地形変化による水脈説」を強く唱えているにも拘らず、「埋立地の過剰盛土」が原因としての調査を押し進めている。

原因は「地形変化による水脈変化」と「違法工事及び

政を含め売主・買主その他再三指導しているにも関わらず、是正しなかった。「新幹線ビルディング&麦島善光」との売買契約に

「新幹線ビルディング&麦島善光」との売買契約に潜む「覚書」の存在！
留保金「三百万円」の意味とは？
特約事項に対する「覚書」の存在。そこには特約事項を完遂する為に、売買代金の内、三百万円を留保金として、麦島善光が確保した事実。

※熱海市の事実

現所有者が当該土地を取得してから、8年間「是正」を指導しなかった。
グラント造成が虚偽の申請と知りながら11000㎡の開発許可を見逃した。
ソーラー発電設置に於ける伐採届が18000㎡と違法を知りながら、「中止指導」を無視して続行させた。

※現所有者の事実
土地売買後、工事を完成させる為、2011年5月、行

県職員が中心となり協議した結果。「硬化剤で固める。ごみを場外で処理する。埋立地両側に水路を作る。」という三点が工事完成とする指示が出された。

「その金員は、「未完成であった工事」を完成させる為の資金。その内容は、一、ひな壇を硬化剤で固める。二、ゴミを場外に運び出し処理する。三、埋め立ての両側にパイプにて、水路を作り沈砂池流水させる。四、上段の土を移動させる事。」

「某氏」取材・証言
不動産の引渡し後、2011年5月19日、工事の「未完成部分」について、熱海市役所で売主・買主代理人、双方仲介人、トランスファー・沼尾勝男らが出席して行われた。
その後、現場での打ち合わせで、買主仲介人・市河、麦島善光、売主仲介人・上野、熱海市役所職員、静岡

も支払う積りはなかった事になる。

「工事未完成」の責任は、留保金を取りながら、業者に支払いをしなかった「麦島」にあるのは明白。

※工事関係者取材

現場は、二〇年間安定していた。その証拠として、崩落後、崩落中央部から、鉄砲水が出ている部分以外の埋め立てひな段は崩れることなく残っている。これは崩落後2日以上にわたり鉄砲水が噴出している映像から、崩落地源頭部に飽和水が存在していた事を証明する。

以上の事から、2011年の売買に於ける熱海市役所の「未完成工事」指示を完成したとしても、この崩落は防げるものではない。

※編集者「総括」

この「未完成工事」を原因とするならば、熱海市役所に於ける売買前、買主仲介人の熱海市役所調査による「三百万円留保金」が有ることからして、現所有者(麦島)が支払いを怠った事により、工事業者が工事を放棄した事になり、責任の所在は明らかである。

更に、所有権移転登記により、新所有者に行政指導を行わなければならない。「現所有者管理責任論」と矛盾するからだ。

崩落地は違法工事により、流水系が変化して

崩落地に流れ込んだ。及び、逢初川の水流を停めた事により、プールを作ってしまった。(塩坂説・高田説) 従って、鉄砲水による崩落が起こってしまった。「未完成工事」を原因とするならば、売買後、所有権移転した後、年間完成を放棄した「現所有者と完成指導を怠った行政」にあるのではないか。

「視点」(崩落のメカニズムと事実の検証)②

「太陽光発電設備と運動場開発」不思議な組み合わせ。

そこにどんな陰謀があったのか？

当該工事は、尾根を削り掘削して太陽光設備を備える工事から始まってしまった。(塩坂説・高田説) 従って、鉄砲水による崩落が起こってしまった。「未完成工事」を原因とするならば、売買後、所有権移転した後、年間完成を放棄した「現所有者と完成指導を怠った行政」にあるのではないか。

当該工事は、尾根を削り掘削して太陽光設備を備える工事から始まってしまった。(塩坂説・高田説) 従って、鉄砲水による崩落が起こってしまった。「未完成工事」を原因とするならば、売買後、所有権移転した後、年間完成を放棄した「現所有者と完成指導を怠った行政」にあるのではないか。

mあったものが現在では一五〇mしかない。更に長い年月を掛けて、土砂は逢初川の斜面を雨が降るたびに押し流され、塞ぎ込んでしまった可能性もある。「シルト現象」が下流部でも起きていた。

※「地質学者」塩沢邦雄氏の見解

造成で尾根が削られたことによって、雨水の流れ込む範囲が変化、盛り土側に雨水が流入した結果、土石流を誘発したと分析した。逢初川の集水域より、更に北部にある鳴沢川の集水域に降った雨も盛り土側に流れこんだと分析している。造成地側から盛り土側に水が流れた跡が確認されている。

「河川争奪」も要因の一つと挙げている。河川の流域の一部分を別の河川が奪う地理的現象で、造成によって水の流れが変化し、逢初川よりも北部の鳴沢川に流れ込む管の雨水が谷(沢)を埋めた盛り土に流入。雨水が逢初川側に流れ込んだと主張する。

「造成で尾根を平らにしたために発生した人為的な河川争奪」だ。「盛り土の間」に水が溜まり、地下水も入り込んで、浮力が働き滑り落ちた。」と説明している。

代表・高田宏臣氏の見解 土石流は其の起点となる箇所を崩壊をキックケに液状化した土石が谷筋を高速で流下していく。土石流の土中のメカニズムは未だ明確に解明されていないが、急斜面の谷において川底が泥詰まりすることで生じ易くなると考えられる。つまり谷底への泥(シルト)の堆積が急斜面に於いては土石流となりやすい条件を作る。

危険な土石流を発生させないためには、谷底への泥の堆積を防ぐ事、谷を泥詰まりさせない事が肝要であり、流域上部の山林を健康に保ち、安定させる事が大事。

今回、土石流発生時の起点となった谷上部に、「大量の残土埋設箇所」と流域最上部の尾根上に「メガ・ソーラー事業地」がある。そして、盛り土された箇所をトラバース(等高線にそった横断)して、メガ・ソーラー事業地に至る道路が作られていました。この道路が、1月31日の崩壊を招く起点になりました。メガ・ソーラー発電所建設工事の際には、ここが工事車両の通路になり、「工事中盛り土への負荷」も今回の崩落に繋がる要因の一つとなった。谷筋上部の盛り土埋め立ては二〇年ほど前に完了している。その後更に上部の尾根筋を削

を削って平坦地を造成、其処にソーラーパネルを並べたのは二〇一七年以降、つまりここ数年の事で、この開発が土石流発生に影響した理由は単純に「崩落箇所の残土埋め立てが原因」として、問

題を収束せず、開発地やその周辺の表層流がどのようになり流れてきたか、つまり「谷底の泥(シルト)」の堆積が進んでいった原因を流域環境全体から見る必要がある。



※熱海市伊豆山地内土石流発生箇所付近の土地改変行為(1)

熱海市伊豆山地内の土石流箇所上流部では、県土採取等規制条例(「ヘクター未満は熱海市所管」)に該当する土砂の盛土が行われていた。これまでの経緯については以下の通りである。

2006・9・21 新幹線ビルディングが当該地を含む土を取得
2007・3・9 事業者が熱海市に県土採取等規制条例に基づき土の採取計画届出書を
市に提出(面積0.9446ヘクター、盛土36,276㎡、受理書交付
(2007・4・9)

2007・4・27 熱海市から県東部農林事務所へ事業者が土地改変面積を拡大したとの通報
があり県東部農林事務所が現地調査。土地改変面積が1ヘクター超に拡大されており、「林地開発許可違反」と判断。(森林法10条の2第1項)

2007・5・31 県東部農林事務所から新幹線ビルディングに土地改変行為の中止及び森林復旧を文書で指導(林地開発許可違反・面積1、2329ヘクター)

2008・8・7 県東部農林事務所が、植栽、種子吹付、丸太木柵施工を確認。2007・5・31、県指導の林地開発許可違反の是正完了。
2009・3・19 事業者が土砂の搬入開始。
2009・7・2 熱海市が新幹線ビルディング(行為者)、トランプアー(施工業者)を指導(防災措置と改変面積の求積)

2009・12・9 事業者が熱海市に県土採取等規制条例に基づき土の採取等変更届(第1回)面積0.9446ヘクター、盛土36,276㎡、工期限2010・4・8。工法・ロックフイルー土堰堤)熱海市受理
2010・3・23 事業者が熱海市に県土採取等規制条例に基づき土の採取等変更届(第2回)工期延長 2010・4・8から2010・7・8に。熱海市受理
2010・8 土採取条例に基づき造成工事が概ね完了
2010・8・25 熱海市から盛土の中に産業廃棄物が混じっていると発覚。市及び県東部健康

福祉センターが撤去を指導。
2010・8・31 県土採取等規制条例に基づいて熱海市が、産業廃棄物処理法に基づいて県東部健康福祉センターが土砂中に木屑等の混入を確認。

2010・9・17 熱海市から新幹線ビルディングに対し、工事中止と完了届の提出を要請。
2010・10・8 熱海市から新幹線ビルディングに対し土砂搬入の中止と完了届の提出要請に従わないことから、再度土砂搬入の中止を要請。
2011・2 不動産売買により、土地所有者変更(新幹線ビルディングから麦島善光)

※熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所付近の土地改変行為(2)

熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所南側の隣接地で、宅地造成等規制法及び風致地区条例に該当する太陽光発電施設の設置工事が開始された。
2016・6・30 熱海市が現地調査。無断伐採・形質変更(幅3m、延長400m程度の道路)を現地にて確認。熱海市は行為者(麦島善光関連会社)に対し、伐採届を出す様指導。(森林法10条の2第1項)

2016・12・26 太陽光発電設備の設置に伴う造成工事について、熱海市が宅地造成等規制法に基づき、麦島善光氏に対し、宅地造成を許可(0.81ヘクター)其の後、太陽光発電施設の設置工事に着手。
2017・1・10 熱海市が調査し行為者(麦島関連会社)が届出前に伐採開始に着手していた事を現地にて確認した為に、熱海市が工事中止を指導。
2017・5・26 熱海市が調査し、当該行為による発生残土を付近の沢に捨てている事を確認。市が是正勧告・指導。
2018・2・19 行為者(麦島関連会社)が伐採届(0.11ヘクター)を熱海市に提出。

※熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所付近の土地改変行為(3)

熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所南側の隣接地で、2016年9月の豪雨により、土砂崩れが発生した事から、拡大を防止する為、熱海市の指導により「緊急伐採」を実施のうえ(森林法10条の2第3項)崩壊地の整形が行われる事になった。
2016・6・30 熱海市が現地調査し行為者(麦島善光)が無断伐採・形質変更(土地の造成)を行っている事を確認。行為者から「災害復旧」によるものとの説明があり、市は緊急伐採届を出すよう指導。
2017・7・24 行為者が緊急伐採届(0.65ヘクター)を熱海市に提出。
2021・6・15 熱海市から県東部農林事務所へ、当該地から下流に向けて残土処分を行っているとの通報有り。

※熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所付近の土地改変行為(4)

県東部農林事務所から熱海市にこれまでの経緯や残土処分に係る資料(測量図面等)の提供を依頼。
2021・6・24 県東部農林事務所から熱海市にこれ

2021・6・15 熱海市から県東部農林事務所へ、当該地から下流に向けて残土処分を行っているとの通報有り。
2021・6・24 県東部農林事務所から熱海市にこれまでの経緯や残土処分に係る資料(測量図面等)の提供を依頼。

2021・6・15 熱海市から県東部農林事務所へ、当該地から下流に向けて残土処分を行っているとの通報有り。
2021・6・24 県東部農林事務所から熱海市にこれまでの経緯や残土処分に係る資料(測量図面等)の提供を依頼。

2021・6・15 熱海市から県東部農林事務所へ、当該地から下流に向けて残土処分を行っているとの通報有り。
2021・6・24 県東部農林事務所から熱海市にこれまでの経緯や残土処分に係る資料(測量図面等)の提供を依頼。

※熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所付近の土地改変行為(5)

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

際、生じたガレキ類を新幹線ビルディングの所有土地に仮置きした事を確認した。廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターがこれらガレキ等の撤去を同社に指導を開始した。
2013 頃から 新幹線ビルディング所有の土地を取得した者(麦島善光)が廃棄物の撤去意思を示した為、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、県東部健康福祉センターは麦島善光に対して撤去を指導した。

※崩落予兆と行政の怠慢！
盛土造成当時から、小規模の土砂崩落が度々起きていた。2012年9月(麦島に所有権移転後)時点で、熱海市は造成した不動産会社に対し「防災工事」を行うよう命じる「措置命令」を出す事を検討していた。其の後同年10月中旬頃、会社側が法面を整形する工事などを行った事をうけて、熱海市は「安定性が一定程度確認できた」と判断した。
然し、其の後小規模の土砂崩落が発生、この崩落に対する会社側の工事は滞ったままだったが、熱海市は2月下旬「措置命令」の発令を見送った。



噂の真相

ZENホールディングスと熱海市長

2011年伊豆山赤井谷他、35万坪を取得した後、麦島善光が運営する「伊豆山研修センター」

(伊豆山1063-13)ツ星の温泉ホテル)に、熱海市市長以下市の幹部職員ら総勢20名が

一泊二日の行程で「研修」と称して、招待されていた事実が明らかになった、経費は宿泊費が公費、食事代は参加者実費?

今、土石流事件で「渦中の人物・麦島善光」に対し熱海市は真つ当な判断を下せるのか?

更に、ZENホールディングス(代表・麦島善光)は熱海市に300万坪の土地を所有しているとき

れ、其れは、熱海市全土1500万坪に対し、約2%占める。十分の1以上が麦島の所有物なのだ。更に、熱海市民であることも周知の事実。高額納税者は市にとってどのような存在なのか。

微妙な証言がアル。三年前ほど前、熱海市に別件で訪れた新幹線ビルの関係者は熱海市の開発担当者(当時)のクボタ氏(現在部長に出世)を敬訪問した。その時の会話を鮮明に記憶していた。

「麦島さんが買ったからもう大丈夫。麦島さんは熱海に凄く貢献している人だそうですね」(麦島が全部遣る)とはどう意味か?(熱海に貢献している)とは具体的に何を指すのか?更に、熱海雀は囀る「結論アリキノの「200条委員会」-某市議会議員証言。

市長・議長は「前所有者の責任にする事でスタート」との噂が流言されている。

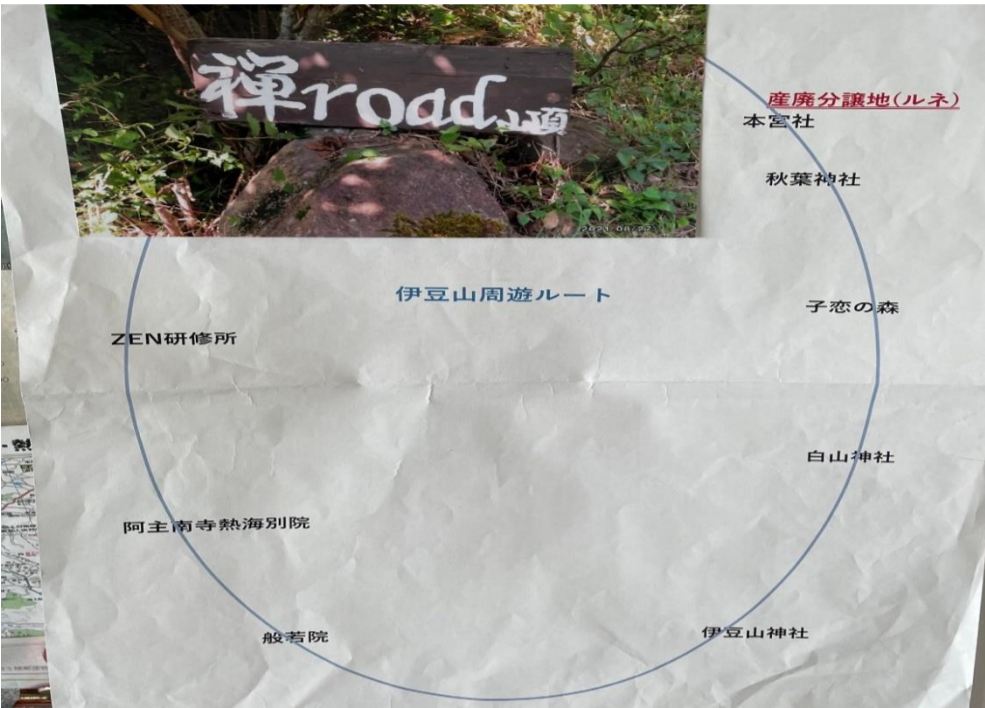
麦島は熱海市の高額納税者であり、その他市への貢献度が高いというのが麦島への付度の理由のようだ。

或いは麦島が第一のターゲットになっては不都合な何かが存在するのか?例えば「贈収賄」とか・・・?きな臭い噂が無いわけではない。正に「火の無いところに煙は立たない」

熱海雀は囀る。伊豆山周遊ルート。観光協会は麦島に取り込まれている。「伊豆山はZENに乗っ取られる。」

「伊豆山土石流事件」諸悪の根源、麦島。今正に第二の土石流が起ろうとしている。其れが違法盛り土で創られた脆弱な

「グラウンド」である。伊豆山住民はこれからも災害の恐怖に慄きながらの生活が続くのだ。総てにおいて、公正に対処してもらいたい。其れが「遺族及び間も無く命日を迎えられる霊」への責めへの慰めになる。この件について、本紙は「麦島と行政の癒着の構造」を徹底追求し監視を続ける。



コラム

伊豆山土石流事件に想う。

2021・7・3AM10時半、未曾有の土石流災害が発生、死者20名行方不明者1名、負傷者20名、建築被害10棟の被害を出した。逢初川上流山間部の盛土の崩落が被害を甚大化したと見られている。

梅雨前線に伴う豪雨、発生地点付近に「人為的に作られた」盛土が原因だった事が判明している。警察の捜査方針も、崩落起点の盛土を造成した

「新幹線ビルディング」と現在の「土地所有者・麦島善光」が「崩落を防ぐ措置を怠った疑いがある」として関係先を捜索した。

此処で問題なのは、「所有者管理責任」の存在である。当該土地は2011年2月に、売買により、前所有者から現在の所有者に所有権移転されている。更に、2013年、現所有者側が、土砂の崩壊を想定し対策工事の施工について、静岡県に文書で伝えていた。文書には「前所有者が放置した伊豆山漁港及び逢初川下流域への土砂崩壊による、二次

災害防止の安全対策工事を施工する」と記されている。本紙は間もなく1周年を迎えるに当たり、工事関係者、不動産取引関係者などの取材を試みた。そして、見逃してはならない重大な「二つの真実」を掴んだ。

第一は、新幹線ビルディングが造成の未成品を売却した事。現所有者はその瑕疵を承知で購入、200万円の留保金(契約書特約&覚書)で工事を完成させる密約が成立していた事実(既に警察が覚書を押収)。然し、現所有者が留保金を確保したまま、工事代金を支払わなかった為、工事が中断、未完成のままである事。

責任は明らかに現所有者(麦島善光)にある。第二は、崩落起点南側に存在する太陽光発電施設の尾根の掘削(約15m)により、流水系の変化。伐採された木屑、掘削された膨大な量の土、何処に消えたのか?他所に搬出された形跡はない。入手した航空写真から、崩落地側の谷(沢)に不法投棄され更に、ソーラ施設下部のグラウンド(運動場、元々谷)に不法投棄

し、第二の崩落危険地となっている事実を掴んだ。「違法造成・盛土」を最初に犯した新幹線ビルディング。瑕疵を承知で買い叩き、200万円の留保金を確保して、完成工事(熱海市指導)をしなかった現所有者麦島善光、危険を承知で行政指導できなかった、県と市。三者に言い分(泥棒にも三分の利)はあるが、冷静に判断して欲しい。

更に、行政は真摯に受け止め、被害者に寄り添った救済をシツカリと進めてもらいたい。本紙が「年振りに源頭部崩落現場に足を踏み入れて感 じ た こ と で あ る 。

東洋時事新報主幹

「違法造成・盛土」を最初に犯した新幹線ビルディング。瑕疵を承知で買い叩き、200万円の留保金を確保して、完成工事(熱海市指導)をしなかった現所有者麦島善光、危険を承知で行政指導できなかった、県と市。三者に言い分(泥棒にも三分の利)はあるが、冷静に判断して欲しい。更に、行政は真摯に受け止め、被害者に寄り添った救済をシツカリと進めてもらいたい。本紙が「年振りに源頭部崩落現場に足を踏み入れて感 じ た こ と で あ る 。

